

市長が行う表彰状の贈呈に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市市民表彰等に関する規程（平成4年1月1日豊中市規程第1号。以下「規程」という。）第7条の規定に基づく表彰状贈呈の実施等について、必要な事項を定める。

(表彰状贈呈の対象)

第2条 市長は、規程第2条に規定する個人等で、市にとって荣誉となる功績のあった者その他市長が表彰するに値すると認めた者に対して表彰状を贈呈する。

(表彰状贈呈の基準)

第3条 表彰状贈呈の基準は、原則として次のとおりとする。

- (1) 市民または本市にゆかりのある個人または団体で、日本または世界規模の大会や競技、催し等において優秀な成績をおさめた者または顕著な活躍をした者、その他市長がこれに値すると認めた者で、広く市民に夢と明るい希望と感動を与え、市のイメージアップに貢献した者。
- (2) 前号以外の大会や競技、催し等において優秀な成績をおさめた者又は顕著な活躍をした者、その他市長がこれに値すると認めた者。
- (3) その他特に市長が必要と認めた者。

(表彰の呼称)

第4条 前条第1号の表彰の呼称は「豊中かがやき大賞」とする。

(表彰状贈呈の手続等)

第5条 表彰状贈呈の手続等は、第3条第1号、第3号は、都市経営部秘書課で起案し、市長の決裁を得るものとし、第3条第2号は、主管部局等で起案し、その長の決裁を得るものとする。

2 前項により表彰状の贈呈を行おうとする主管部局等の長は、その者の功績、事績等について都市経営部秘書課長の合議を経るものとする。また表彰状を贈呈するにふさわしくない事由又はその他の異動が生じたときは、速やかにその旨を報告するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、表彰状贈呈のための手続その他この要綱の実施に関し必要な事項は、都市経営部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年11月13日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。